

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止等の扱い

①新型コロナウイルス感染が判明した場合

⇒出席停止となります。

②新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者に特定された場合

⇒出席停止となります。

※①②について、出席停止の解除については各関係機関との相談の上、学校長が決定します。

③37. 5℃以上の発熱や風邪症状等の体調不良がみられる場合

⇒自宅で休養し、必要に応じて受診もしくは関係機関に相談する。

発熱の場合、解熱した翌日は自宅待機とする。

公認欠席となります。

※出席停止・公認欠席は、出席簿上の欠席扱いにはなりません。

※その他、上記に準ずる措置を取ることがあります。諸事情がおありの場合は、遠慮なく学校にご相談・お問い合わせください。